



平成26年3月14日  
内閣府（防災担当）

## 「平成二十五年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」等について

平成25年等に発生した災害について、局地激甚災害及びこれらに適用すべき措置を指定する2つの政令について、3月11日（火）に閣議決定され、本日公布・施行されました。

### 1 政令の概要

#### （1）平成二十五年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

本政令により、平成25年等に発生した災害（梅雨前線及び台風第18号等によるものを除く。）について、局地激甚災害を指定するとともに、これに対し適用すべき措置を指定します。

#### （2）平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令及び平成二十五年九月十五日から同月十七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

平成25年に発生した梅雨前線及び台風第18号等による災害については、全国を対象とする激甚災害に指定されているところですが、本政令により、それぞれの指定政令を改正し、公共土木施設の災害復旧事業等に関する特別措置が適用される市町村を追加指定します。

### 2 適用措置ごとの災害数と市町村数

上記2政令により、早期局激を含む平成25年等の局地激甚災害に対する主な措置等は、次のとおりとなります。

#### （1）公共土木施設災害復旧事業等に関する措置（法第3、4条）

対象災害数：6（融雪1、豪雨・暴風雨5）

対象市町村数：27市町村

査定事業費計：188億円

#### （2）農地等の災害復旧事業等に関する措置（法第5条）

対象災害数：8（地滑り2、豪雨・暴風雨5、地震1）

対象市町村数：19市町村

査定事業費計：47億円

(3) 中小企業の災害関係保証等に関する措置（法第12、13条）

対象災害数：1（暴風雨）

対象市町村数：1町

被害額計：20億円

(4) 小災害債に関する措置（法第24条）

対象災害数：11（地滑り2、豪雨・暴風雨7、地震1、融雪1）

対象市町村数：43市町村

### 3 適用措置の概要

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）

道路、河川等の公共土木施設、社会福祉施設、公立学校施設等の災害復旧事業等について、国庫補助率の嵩上げを行います。（過去5か年の平均69% → 84%）

(2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、国庫補助率の嵩上げを行います。（過去5か年の平均84% → 93%）

(3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）

農業共同組合等が所有する倉庫等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常の国庫補助を嵩上げします。（一般災害20% → 最高90%）

(4) 中小企業信用保険法による災害関係保証等の特例（法第12、13条）

激甚災害の被害を受けた中小企業者に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、填補率の引上げ及び保険料率の引下げ等を行います。

(5) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

公共土木施設や農地等に係る災害復旧事業で、小規模なものの事業費に充てる地方債に係る元利償還金について、基準財政需要額に算入します。

### 4 スケジュール

3月11日（火）閣議決定

3月14日（金）公布・施行

（担当）

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付 立岩、濱道、伊藤

代表：03-5253-2111（内線51345）

直通：03-3501-5696

## 平成25年等局地激甚災害及び適用措置

自然現象等	局地激甚災害			適用措置				
	都道府県	郡	市町村	3,4条	5条	6条	12条	24条
平成23年9月2日から平成25年11月29日までの地すべり	奈良県	吉野郡 よしの	十津川村 とつかわむら		○			○
平成23年11月27日から平成25年1月25日までの地すべり	北海道	様似郡 さまに	様似町 さまにちょう		○			○
2月2日の豪雨	和歌山県	西牟婁郡 にしむろ	白浜町 しらはまちょう		○			○
4月13日の地震	兵庫県		淡路市 あわじし		○	○		○
5月5日及び同月6日の融雪	北海道		夕張市 ゆうばりし	○				○
6月8日から8月9日の豪雨及び暴風雨 (梅雨前線及び台風4号) ※ 農地等(5,6条)は本激指定済み	岩手県	岩手郡 いわて	雫石町 しずくいしちょう	◎	/	/		◎
	岩手県	紫波郡 しわ	紫波町 しわちょう	◎	/	/		◎
	岩手県	下閉伊郡 しもへい	岩泉町 いわいずみちょう	○	/	/		○
	山形県	西村山郡 にしむらやま	西川町 にしかわまち	◎	/	/		◎
	山形県	西村山郡 にしむらやま	大江町 おおえまち	○	/	/		○
	静岡県	賀茂郡 かも	西伊豆町 にしいずちょう	○	/	/		○
	奈良県	吉野郡 よしの	野迫川村 のせがわむら	○	/	/		○
	島根県	邑智郡 おおち	美郷町 みさとちょう	○	/	/		○
	島根県	鹿足郡 かのあし	津和野町 つわのちょう	◎	/	/		◎
	山口県		山口市 やまぐちし	◎	/	/		◎
	山口県		萩市 はぎし	◎	/	/		◎
熊本県	球磨郡 くま	水上村 みずかみむら	○	/	/		○	
8月17日から同月19日の豪雨	北海道	爾志郡 にし	乙部町 おとべちょう		○			○
8月23日から同月25日の豪雨	島根県	鹿足郡 かのあし	津和野町 つわのちょう	○				○
	島根県	邑智郡 おおち	邑南町 おおなんちょう	◎	◎			◎
	島根県		江津市 ごうつし	◎	◎	○		◎
	石川県		かほく市 かほくし		○			○
	石川県	河北郡 かほく	津幡町 つばたまち		○			○
	島根県		浜田市 はまだし		○			○
	島根県	邑智郡 おおち	川本町 かわもとまち		○			○
	長崎県		平戸市 ひらどし		○			○
8月30日から9月5日の豪雨及び暴風雨 (台風第17号)	岡山県		高梁市 たかはしし	○				○
	高知県	幡多郡 はた	三原村 みはらむら	○				○
	鹿児島県		西之表市 にしのおもてし	○				○
	石川県		輪島市 わじまし		○			○
	岡山県	真庭郡 まにわ	新庄村 しんじょうそん		○			○
	高知県	吾川郡 あがわ	仁淀川町 によどがわちょう		○			○
	高知県	高岡郡 たかおか	禰原町 ゆすはらちょう		○			○
	福岡県	糟屋郡 かすや	宇美町 うみまち		○			○
	長崎県		平戸市 ひらどし		○			○
9月15日から同月17日の暴風雨及び豪雨 (台風第18号) ※ 農地等(5,6条)は本激指定済み	青森県	西津軽郡 にしつがる	鱒ヶ沢町 あじがさわまち	○	/	/		○
	岩手県		二戸市 にのへし	○	/	/		○
	岩手県	二戸郡 にのへ	一戸町 いちのへまち	○	/	/		○
	長野県	下伊那郡 しもいな	阿智村 あちむら	○	/	/		○
	奈良県	吉野郡 よしの	黒滝村 くらたきむら	○	/	/		○
	和歌山県	伊都郡 いと	高野町 こうやちょう	○	/	/		○
10月15日及び同月16日の暴風雨 (台風第26号)	岩手県	下閉伊郡 しもへい	山田町 やまだまち	○				○
	東京都		大島町 おおしままち	◎	◎		◎	◎

※ 「◎」: 早期局地激甚災害として指定済み 「/」: 全国を対象とした激甚災害(本激)として指定済み

政令第六十五号

平成二十五年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令  
 内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二  
 条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制  
 定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法  
 律」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に  
 掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成二十五年五月五日及び同月六日の融雪による 災害で、北海道夕張市の区域に係るもの	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三 項及び第四項に規定する措置
平成二十三年九月二日から平成二十五年十一月二	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに

<p>十九日までの間の地滑りによる災害で、奈良県吉野郡十津川村の区域に係るもの</p>	<p>規定する措置</p>
<p>平成二十三年十一月二十七日から平成二十五年一月二十五日までの間の地滑りによる災害で、北海道様似郡様似町の区域に係るもの</p>	
<p>平成二十五年二月二日の豪雨による災害で、和歌山県西牟婁郡白浜町の区域に係るもの</p>	
<p>平成二十五年八月十七日から同月十九日までの間の豪雨による災害で、北海道爾志郡乙部町の区域に係るもの</p>	
<p>平成二十五年四月十三日の地震による災害で、兵庫県淡路市の区域に係るもの</p>	<p>法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>
<p>平成二十五年八月二十三日から同月二十五日まで</p>	

<p>の間の豪雨による災害で、次に掲げる市町の区域に係るもの</p> <p>イ 島根県鹿足郡津和野町</p> <p>ロ 島根県邑智郡邑南町</p> <p>ハ 島根県江津市</p> <p>ニ 石川県かほく市及び河北郡津幡町、島根県浜田市及び邑智郡川本町並びに長崎県平戸市</p>	<p>法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p> <p>法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置</p> <p>法第三条から第六条まで及び第二十四条に規定する措置</p> <p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>
<p>平成二十五年八月三十日から九月五日までの間の豪雨及び暴風雨による災害で、次に掲げる市町村の区域に係るもの</p>	

<p>イ 岡山県高梁市、高知県幡多郡三原村及び鹿児島県西之表市</p> <p>ロ 石川県輪島市、岡山県真庭郡新庄村、高知県吾川郡仁淀川町及び高岡郡檜原町、福岡県糟屋郡宇美町並びに長崎県平戸市</p> <p>平成二十五年十月十五日及び同月十六日の暴風雨による災害で、次に掲げる町の区域に係るもの</p> <p>イ 岩手県下閉伊郡山田町</p> <p>ロ 東京都大島町</p>	<p>法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p> <p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>
<p>備考</p> <p>一 平成二十五年八月三十日から九月五日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは</p>	<p>法第三条から第五条まで、第十二条、第十三条及び第二十四条に規定する措置</p>

、平成二十五年台風第十七号によるものをいう。

二 平成二十五年十月十五日及び同月十六日の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、平成二十五年台風第二十六号によるものをいう。

(都道府県に係る特例)

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚<sup>じん</sup>災害に対処するため  
の特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第  
一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、  
これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(関係政令の廃止)

2 次に掲げる政令は、廃止する。



一 平成二十五年八月二十三日から同月二十五日までの間の豪雨による島根県江津市及び邑智郡邑南町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十五年政令第二百六十八号）

二 平成二十五年十月十五日及び同月十六日の暴風雨による東京都大島町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十五年政令第三百八号）

政令第六十四号

平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令及び平成二十五年九月十五日から同月十七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第二項、第三条第一項、第四条第一項及び第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部改正）

第一条 平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十五年政令第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「及び紫波郡紫波町」を「、紫波郡紫波町及び下閉伊郡岩泉町」に、「、島根県鹿足郡津

和野町並びに」を「及び大江町、静岡県賀茂郡西伊豆町、奈良県吉野郡野迫川村、島根県邑智郡美郷町及び鹿足郡津和野町、」に改め、「萩市」の下に「並びに熊本県球磨郡水上村」を加える。

（平成二十五年九月十五日から同月十七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部改正）

第二条 平成二十五年九月十五日から同月十七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十五年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「規定する措置」の下に「並びに青森県西津軽郡鰺ヶ沢町、岩手県二戸市及び二戸郡一戸町、長野県下伊那郡阿智村、奈良県吉野郡黒滝村並びに和歌山県伊都郡高野町の区域に係る激甚災害にあつては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置」を加え、本則を第一条とし、同条に見出しとして「（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（都道府県に係る特例）

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚<sup>じん</sup>災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

#### 附 則

この政令は、公布の日から施行する。

○ 平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令  
 (平成二十五年政令第二百三十九号) (第一条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案		現 行	
<p>(激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)</p> <p>第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「法」という。)            第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p>		<p>(激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)</p> <p>第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「法」という。)            第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p>	
<p>激 甚 災 害</p> <p>平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害</p>	<p>適用すべき措置</p> <p>第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに岩手県岩手郡雫石町、紫波郡紫波町及び下閉伊郡岩泉町、山形県西村山郡西川町及び大江町、静岡県賀茂郡西伊豆町、奈良県吉野郡野迫川村、島根県邑智郡美郷町及び鹿足郡津和野町、山口県山口市及び萩市並びに熊本県球磨郡水上村の区域に係る激甚災害にあつては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p>	<p>激 甚 災 害</p> <p>平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害</p>	<p>適用すべき措置</p> <p>第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに岩手県岩手郡雫石町及び紫波郡紫波町、山形県西村山郡西川町、島根県鹿足郡津和野町並びに山口市及び萩市の区域に係る激甚災害にあつては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p>
<p>備考</p> <p>一 上欄の豪雨とは、梅雨前線及び梅雨前線の消滅に引き続き暖湿気の流入によるものをいう。</p> <p>二 上欄の暴風雨とは、平成二十五年台風第四号及び同年台風第七号によるものをいう。</p>		<p>備考</p> <p>一 上欄の豪雨とは、梅雨前線及び梅雨前線の消滅に引き続き暖湿気の流入によるものをいう。</p> <p>二 上欄の暴風雨とは、平成二十五年台風第四号及び同年台風第七号によるものをいう。</p>	

○ 平成二十五年九月十五日から同月十七日までの暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令  
 (平成二十五年政令第二百九十五号) (第二条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案		現行	
<p>(激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)</p> <p>第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p>		<p>次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p>	
<p>激甚災害</p> <p>平成二十五年九月十五日から同月十七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害</p>	<p>適用すべき措置</p> <p>第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに青森県西津軽郡鰹ヶ沢町、岩手県二戸市及び二戸郡一戸町、長野県下伊那郡阿智村、奈良県吉野郡黒滝村並びに和歌山県伊都郡高野町の区域に係る激甚災害にあつては、第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p>	<p>激甚災害</p> <p>平成二十五年九月十五日から同月十七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害</p>	<p>適用すべき措置</p> <p>第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>
<p>備考 上欄の暴風雨とは、平成二十五年台風第十八号によるものをいう。</p> <p>(都道府県に係る特例)</p> <p>第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県に於ける激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第四百三十三号)第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。</p>		<p>備考 上欄の暴風雨とは、平成二十五年台風第十八号によるものをいう。</p>	